

第3次八戸市環境基本計画

令和5(2023)年度～令和12(2030)年度

人と自然が共生する持続可能な都市 八戸

～環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現～

素案（修正版その1）

令和5（2023）年 月

八戸市

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の背景と目的	1
第2節	計画の役割と性格	2
第3節	計画の期間	2
第2章	計画の目指すもの	
第1節	八戸市が目指す環境像	3
第2節	基本目標	4
第3節	計画が対象とする環境の範囲	5
第4節	SDGs との関係	6
第3章	環境施策の方向性	
第1節	自然共生社会づくり	8
第2節	快適環境社会づくり	12
第3節	脱炭素・循環型社会づくり	16
第4節	良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり	23
第4章	計画の推進	
第1節	計画の推進体制	26
第2節	計画の進行管理	27
資料編		
①	八戸市の位置・面積・気候	28
②	八戸市の人口・世帯数	28
③	八戸市の産業	29
④	八戸市環境基本条例	31
⑤	八戸市環境審議会委員名簿	35
⑥	用語解説	36

市民の花「菊」



市民の木「イチイ」



市民の鳥「ウミネコ」



第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と目的

八戸市は、海・川・山などの豊かな自然に恵まれ、縄文のいにしえより、人々はその自然から様々な恩恵を享受することで生活を営んできました。

一方、高度経済成長と歩みを同じくして、当市の臨海部では急速に工業化が進み、大気汚染や水質汚濁などの公害問題に直面した歴史もあります。昭和39(1964)年に新産業都市に指定され、昭和40(1965)年代に大規模工場などが多数立地し、水産都市から工業都市へ急速に発展したことに伴い、大気汚染が原因となった健康被害が発生しました。当市では、昭和41(1966)年4月に当時の環境衛生課内に「公害係」を新設し、公害防止協定の締結や公害防止条例の制定など、早くから公害対策に取り組み、改善が図られました。平成13(2001)年4月には特例市の指定を受け、更なる対策強化を図った結果、現在ではおおむね良好な状態が保たれています。

また、世界的に効率性や利便性を優先する社会経済活動が普及した結果、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型のシステムが形成され、天然資源の枯渇や生物多様性の喪失、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題を招きました。

このような背景から、当市では将来にわたって市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、平成16(2004)年12月に「八戸市環境基本条例」を制定するとともに、平成17(2005)年2月には、この条例で定める環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向け、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、「八戸市環境基本計画」を策定しました。平成25(2013)年3月に「第2次八戸市環境基本計画」を策定、計画期間の中間年度である平成29(2017)年度に中間見直しを行い、平成30(2018)年3月に改定しました。これに基づき、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施して

特に、地球温暖化の影響

未修正

の頻発化・甚大化が世界的に

問題視されています。その
2015)年12月の気候変動枠組
条約締約国会議(COP21)において採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること。」と定められました。その後、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が公表した「1.5℃特別報告書(2018)」や「第6次評価報告書(2021)」においては、地球温暖化に人為活動の影響があることは疑いの余地がないとされ、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるには、平成22(2010)年度比で令和12(2030)年までに二酸化炭素排出量を45%削減し、令和32(2050)年頃までに実質ゼロとする必要があると報告されています。また、平成27(2015)年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGsが採択され、持続可能でよりよい世界を目指すため、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する17のゴールと169のターゲットが掲げられました。

日本では、平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」が策定され、SDGsの考え方も活用し、分野横断的な6つの重点戦略と「地域循環共生圏」の考え方が示されたところです。また、令和2(2020)年10月には、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につながるという考えの下、「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、国・地方脱炭素実現会議の設置や、2050年脱炭素社会に向けたロードマップを作成し、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移すこととしています。

当市においては、平成29(2017)年1月に中核市へ移行し、青森県より産業廃棄物対策や大気汚染対策等の事務が移譲されました。このことにより、市民及び事業者により身近できめ細かな行政サービスの提供が可能となり、環境行政の充実に取り組んできたところですが、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、第3次八戸市環境基本計画の策定を行うこととしました。

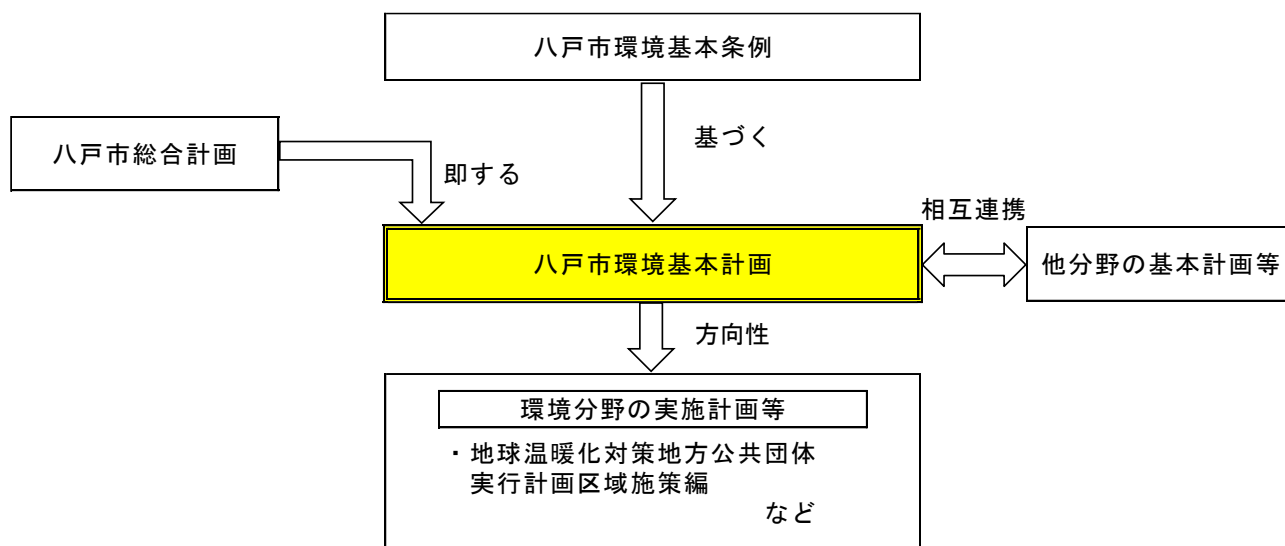
第2節 計画の役割と性格

本計画は、八戸市環境基本条例第8条の規定に基づき策定されるもので、八戸市総合計画における環境関連分野の施策を推進するとともに、他分野の基本計画等と相互連携を図る役割を担っています。

さらには、環境分野の施策を総合的に整理し、関連する実施計画等の方向性を示すものでもあります。

なお、本計画の推進は、市・市民・事業者の各主体が協働のもと、自主的な取組を行うことが不可欠であることから、市の環境施策だけではなく、市民・事業者が環境に配慮した行動をするための指針も示しています。

<環境基本計画の位置づけ>



第3節 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間を計画期間とします。

第2章 計画の目指すもの

第1節 八戸市が目指す環境像

当市が将来に向けて目指すべき環境像を次のとおりとします。

人と自然が共生する持続可能な都市 八戸

～環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現～

私たちが社会経済活動を営む上で欠かすことのできない、エネルギー・天然資源・食料などは、豊かな自然から恩恵を享受することで賄われてきました。

しかし、これらの無秩序で過剰な採取などが繰り返された結果、自然（生態系）はバランスを失い、地球温暖化や生物多様性の喪失など、私たちの生命をも脅かす多くの問題を招きました。

今後も引き続き、人と自然との適切な距離感を模索していくことが重要であり、「共生」の実現を通じて、豊かな環境を将来の世代へ継いでいくことが重要です。

また、環境に関する様々な課題は、社会・経済分野とも複雑に関わっています。課題の解決に向けては、社会・経済面も考慮した取組が求められていることから、SDGs や地域循環共生圏の考え方等を取り入れ、八戸市の特性を活かした施策を推進していきます。

環境を取り巻くこのような状況を踏まえ、「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸 ～環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現～」を目指す環境像としました。

第2節 基本目標

第1節の環境像を具現化していくため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標① 「自然共生社会づくり」

当市を取り巻く環境には、海、川、森林など豊かな自然があり、かつ、そこには多種多様な生物が生息しています。私たちの暮らしは、自然の多様性によって支えられていますが、私たちの生活様式の変化によって、人と自然の共生関係のバランスが崩れつつあります。一人ひとりが環境との関係性を意識し、自然とともに生活できるような「自然共生社会づくり」の実現を目指します。

基本目標② 「快適環境社会づくり」

快適で安全な生活環境が確保されることは、私たちが健康で安心して生活や事業を営む上で重要です。また、良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりの日常生活や事業活動において、環境への配慮や環境保全に向けた行動を実践していくことが必要です。

きれいな空気や静穏な環境を保全し、豊かな自然、美しい景観、歴史的・文化的環境と触れ合う機会を通して、環境への関心を高めながら環境に配慮した行動につなげていくことで、「快適環境社会づくり」を目指します。

基本目標③ 「脱炭素・循環型社会づくり」

地球温暖化問題は、市民生活全般に深く関わり、また、将来世代にも大きく影響を及ぼすことから、私たち一人ひとりが取り組む必要があります。徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、脱炭素化や資源循環などの取組を通じて、経済・社会・環境のバランスの取れた、持続可能な「脱炭素・循環型社会づくり」の実現を目指します。

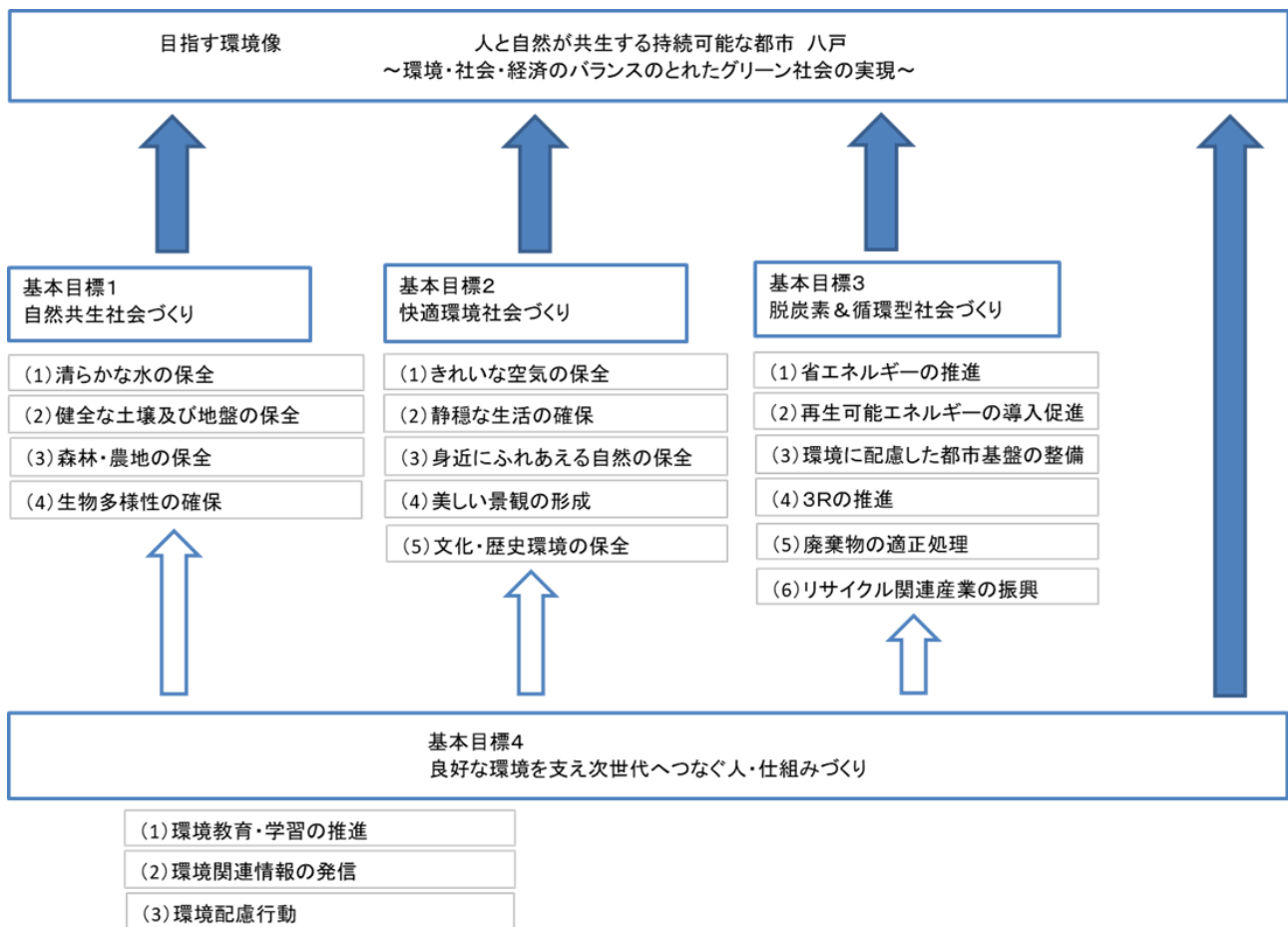
基本目標④ 「良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり」

いま、地球上では温暖化やごみ問題、生きものの絶滅など、様々な環境問題が起きています。豊かな環境を未来に引き継いでいくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会をつくっていくことが重要です。そのため、環境について学ぶ機会を提供し、積極的に環境保全活動に取り組んでいく人材を育て、環境に配慮した行動につながるための「良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり」を目指します。

第3節 計画が対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を基本目標ごとに次のとおりとします。また、計画区域は八戸市全域とします。

- (1) 自然共生社会づくり
水環境、土壌、地盤、森林、農地、生物多様性など
- (2) 快適環境社会づくり
大気、悪臭、騒音・振動、公園、景観、文化・歴史環境など
- (3) 脱炭素・循環型社会づくり
省エネルギー、再生可能エネルギー、都市基盤、3R、廃棄物の適正処理、リサイクル関連産業など
- (4) 良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり
環境教育・環境学習、環境関連情報、環境配慮行動など



第4節 SDGsとの関係

環境・社会・経済をめぐる広範な複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方を踏まえながら、各種施策を展開することとします。

第3次八戸市環境基本計画	SDGs 17のゴール						
	1 貧困を なくそう	2 飢餓を ゼロに	3 すべての 人に健康 と福祉を	4 質の高い 教育を みんなに	5 ジェンダー 平等を 実現しよう	6 安全な水と トイレを 世界中に	7 エネルギー をみんなに そして クリーンに
〈環境像〉 人と自然が共生する持続可能な都市 八戸							
1 自然共生社会づくり							
①清らかな水の保全	○	○				○	
②健全な土壌及び地盤の確保			○			○	
③森林・農地の保全						○	
④生物多様性の確保		○				○	
2 快適環境社会づくり							
①きれいな空気の保全			○				
②静穏な生活の確保			○				
③身近にふれあえる自然の保全	○	○				○	
④美しい景観の形成				○			
⑤文化・歴史環境の保全							
3 脱炭素・循環型社会づくり							
①省エネルギーの推進	○						
②再生可能エネルギーの導入促進							○
③環境に配慮した都市基盤の整備			○				○
④3Rの推進							
⑤廃棄物の適正処理							
⑥リサイクル関連産業の振興							
4 良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり							
①環境教育・学習の推進				○			
②環境関連情報の発信				○			
③環境配慮行動				○			

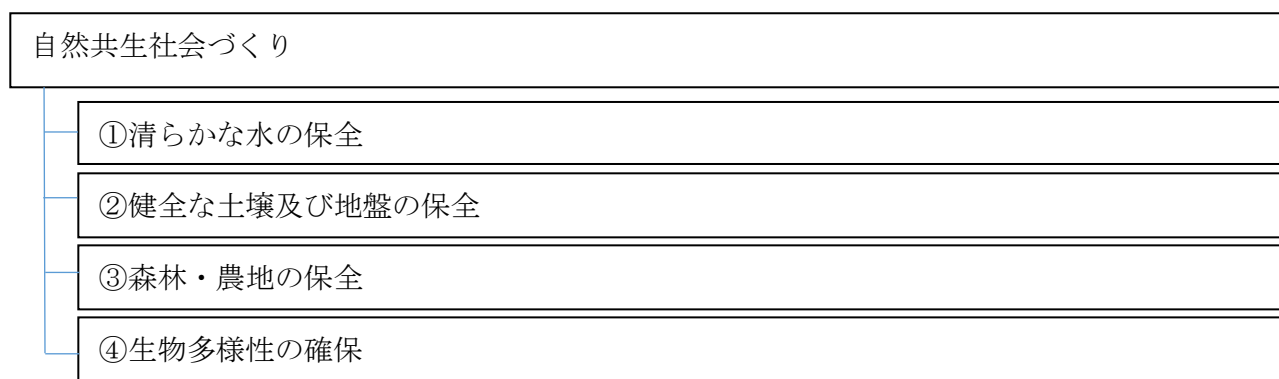
第3章 環境施策の方向性

第1節 自然共生社会づくり

(1) 現状と課題

当市を取り巻く環境には、海、川、森林など豊かな自然があり、かつ、そこには多種多様な生物が生息しています。私たちの暮らしは、自然の多様性によって支えられていますが、私たちの生活様式の変化によって、人と自然の共生関係のバランスが崩れつつあります。一人ひとりが環境との関係性を意識し、自然とともに生活できるような「自然共生社会づくり」の実現を目指します。

(2) 関連する環境項目



(3) 施策の方向

①清らかな水の保全

当市の東方は太平洋に面して海岸線が長く延び、そこには馬淵川を始め、新井田川、五戸川、奥入瀬川などの河川が流れ込んでいます。

当市では、良好な水環境を保全するため、定期的な調査により公共用水域及び地下水の水質状況の把握に努めています。

<市の施策方針>

- ◇関係法令や公害防止協定などに基づく監視・指導
- ◇下水道などの污水处理施設の整備及び適正管理
- ◇合併処理浄化槽の普及・促進
- ◇水を汚さない生活スタイルについての普及啓発
- ◇森林が持つ水源のかん養機能の維持
- ◇プラスチックごみ等海岸漂着ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組推進

<市民の行動指針>

- ◇下水道や合併処理浄化槽の使用及び浄化槽の適正管理
- ◇家庭でできる水を汚さない生活スタイルの実践
 - ・食べかすや油を流さない
 - ・水切り袋や三角コーナーを利用して、細かいごみを流さない
 - ・シャンプーや洗剤は容器に書いてある使用量を守り、使い過ぎない
- ◇海岸や河川等の美化清掃・環境保全活動への参加

<事業者の行動指針>

- ◇水質汚濁防止に係る法令や公害防止条例などの遵守
- ◇汚水処理施設の設置及び施設の適正管理や改善
- ◇森林が持つ水源のかん養機能の維持
- ◇海岸や河川等の美化清掃・環境保全活動への参加

②健全な土壌及び地盤の保全

当市では、内陸部の軟弱地盤地域において不等沈下による家屋の傾斜、地下埋設物の破損などの被害が局地的に見られ、都市開発の進行している近郊においても地盤沈下傾向が認められたことから、水準測量や観測井による地下水位変動などの調査を実施し、地盤沈下の監視を行っています。

これまで、一部を除き大きな地盤沈下は見られず、広域的な地盤沈下も確認されていませんが、地盤沈下は、一度発生すれば復元は非常に困難であり、社会的損失も計り知れないことから、引き続き水準測量、観測井調査及び市内の揚水設備の設置状況の把握に努めていく必要があります。

<市の施策方針>

- ◇関係法令などに基づく監視・指導
- ◇地下水位の監視と揚水設備の設置状況の把握

<市民の行動指針>

- ◇廃油やペンキなどの有害物質を含む廃棄物の適正処理
- ◇除草剤や農薬、化学肥料などの適正使用
- ◇家庭でできる水を汚さない生活スタイルの実践

<事業者の行動指針>

- ◇土壌汚染防止に関する法令などの遵守
- ◇土壌汚染につながる化学物質の適正管理
- ◇地盤沈下防止のための地下水の適正使用

③森林・農地の保全

森林や農地は、水資源のかん養や水質の浄化、土砂流出防止などの公益的機能を有するほか、多様な動植物の生息・生育地であるなど、多岐にわたる機能を有しています。また、二酸化炭素の吸収によるカーボンニュートラルへの寄与も期待されることです。

良好な森林や農地を将来に引き継いでいくためにも、関連計画などに基づき、関係機関と連携しながら、適正な管理・保全を推進していくことが必要です。

<市の施策方針>

- ◇森林の適正管理及び活動支援
- ◇間伐材などのバイオマス資源の利活用や地域材の利用促進
- ◇里地里山の保全
- ◇森林環境教育活動や森林レクリエーションの推進
- ◇松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止に向けた普及啓発
- ◇環境保全型農業の普及促進
- ◇農業者や農業団体から依頼された農地土壌の分析及び土壌改良の支援

<p><市民の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自然保護活動・イベントなどへの参加 ◇農産物や木材の地産地消 ◇所有している森林の適正な管理・保全
<p><事業者の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇森林の適正な管理・保全の実施 ◇間伐材や地域材などを使用した製品等の積極的な利用 ◇自然保護に関する法令などの遵守 ◇自然保護活動・イベントなどへの参加 ◇環境保全型農業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・農地土壌分析の積極的な利用 ・農薬や化学肥料などの適正使用及び削減

④生物多様性の確保

生物多様性とは、多種多様な生物が存在し、これを取り巻く大気、水、土壌などの環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されていることをいいます。生物多様性がもたらす恩恵を享受することにより人類は生存しており、私たちの存続の重要な基盤となっています。

また、近年、市内でもニホンジカやイノシシなどの鳥獣の目撃事例があるため、生活環境や農林水産業等への被害が懸念されているところです。

これまで、市内では種差海岸でのオオハンゴンソウの駆除など、市民による保全活動が行われてきましたが、今後も生物多様性に関する意識啓発などの取組を進め、引き続き生態系の維持や種の保存に関する取組を推進していく必要があります。

<p><市の施策方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇生物多様性に関する意識啓発 ◇野生生物の生息・生育環境の実態把握 ◇県や関係機関と連携した鳥獣被害防止及び有害鳥獣の捕獲への取組 ◇レッドリストなどの活用による希少生物などの情報収集と適切な保護の推進 ◇外来生物の持込・侵入防止などの啓発や駆除など、生態系保全への取組
<p><市民の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇飼育栽培している動植物の適正管理 ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◇特定外来生物を飼育しない、拡散させない ◇自然保全活動・イベントなどへの参加
<p><事業者の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇野生生物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施 ◇飼育栽培している動植物の適正管理 ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◇自然保全活動・イベントなどへの参加

(4) 効果指標

指標名	現状(令和3年度)	目標年度値
河川の生物化学的酸素要求量(BOD)及び海域の化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成率	100%	100%
地下水質(概況調査)の環境基準達成率	100%	100%
土壌分析件数	635件	650件

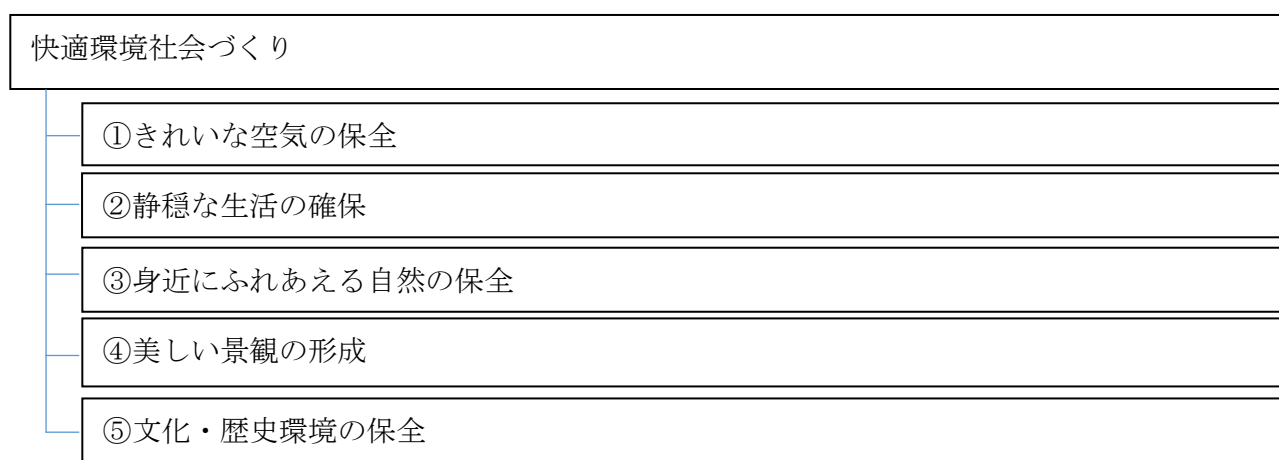
第2節 快適環境社会づくり

(1) 現状と課題

快適で安全な生活環境が確保されることは、私たちが健康で安心して生活や事業を営む上で重要です。また、良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりの日常生活や事業活動において、環境への配慮や環境保全に向けた行動を実践していくことが必要です。

きれいな空気や静穏な環境を保全し、豊かな自然、美しい景観、歴史的・文化的環境と触れ合う機会を通して、環境への関心を高めながら環境に配慮した行動につなげていくことで、「快適環境社会づくり」を目指します。

(2) 関連する環境項目



(3) 施策の方向

①きれいな空気の保全

健康で快適な生活のためには、きれいな空気の保全が欠かせません。当市の大気汚染については、主に臨海部に集積する大規模工場などの固定発生源と、自動車などの移動発生源による化石燃料の燃焼に起因しており、法令などによる規制を始め、テレメータシステムによる汚染状況の常時監視や公害防止協定に基づく監視・指導を行ってきました。その結果、光化学オキシダントを除き、全て環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、未達成の主な要因として成層圏オゾンの沈降やアジア大陸からの越境汚染が考えられ、緊急時の注意報発令基準までには至っていない状況ですが、環境基準の達成を目指した取組を行っていく必要があります。

また、悪臭については、「八戸市悪臭発生防止指導要綱」を制定し、発生源の監視や脱臭設備の整備などの改善指導を行っており、今後もこの取組を継続していく必要があります。

<市の施策方針>

- ◇大気汚染や悪臭に関して、関係法令や公害防止協定などに基づく監視・指導
- ◇野焼きに関する指導
- ◇公共交通機関の利用促進と渋滞緩和につながる道路整備の推進
- ◇次世代自動車の利用促進及び公用車への積極的な導入

<市民の行動指針>

- ◇野焼きをしない
- ◇公共交通機関や自転車などの積極的な利用
- ◇自家用車を購入する際は、次世代自動車を選択

<事業者の行動指針>

- ◇大気汚染・悪臭防止に関する法令などの遵守
- ◇設備の維持管理・改善による大気汚染物質の排出削減と悪臭の発生防止
- ◇次世代自動車や低公害型の重機などの使用

②静穏な生活の確保

当市では、騒音・振動に関する環境基準は概ね達成されているものの、法令などの規制を受けない事業活動や近隣騒音などへの苦情が多く寄せられていることから、今後も事業者や市民の意識啓発を図るとともに、騒音・振動被害の防止や静穏な生活の確保に努めていく必要があります。

<市の施策方針>

- ◇騒音・振動に関して、関係法令などに基づく監視・指導
- ◇航空機、鉄道などの騒音・振動を測定し、必要に応じて関係機関に対策を要請
- ◇公共工事における低騒音・低振動型機械の使用

<市民の行動指針>

- ◇生活騒音・振動についての近隣への配慮

<事業者の行動指針>

- ◇騒音・振動規制に関する法令などの遵守
- ◇定期的に自主測定を実施し、防音・制振設備の導入と適正な管理
- ◇低騒音・低振動型機械の使用

③身近にふれあえる自然の保全

当市は、種差海岸や市民の森不習岳などの豊かな自然に恵まれており、自然との触れ合いの場として整備を行ってきました。また、市街地の公園・緑地や水辺は、都市の中で自然と触れ合える憩いの場としても重要な役割を担っています。

当市では、八戸公園などの総合公園、長根公園などの運動公園、街区・近隣公園などの都市計画で取り扱う都市公園の整備を進めており、今後も豊かな自然環境を保全し、また都市における親水空間や公園の整備を進め、自然と触れ合う機会を創出していく必要があります。

また、近年グリーンインフラという水害リスクの低減（雨水流出抑制）や、森林や農地の保全などの生態系を活用した防災・減災の取組、市民の憩いの場の創出など、多様な機能を持つみどりをまちづくりに活かす考え方が注目されています。

<市の施策方針>

- ◇豊かな自然の保全と利用のバランスづくり
- ◇自然と触れ合う機会の創出
- ◇都市公園や親水空間の整備及び保全の推進
- ◇町内会などと連携した地域の緑化活動の推進
- ◇身近な緑の保全と創造に関する意識づくり
- ◇グリーンインフラの考え方の活用・啓発

<市民の行動指針> ◇庭やベランダでの家庭菜園や植栽など、身の回りの緑を増やす取組 ◇地域の緑化活動への参加
<事業者の行動指針> ◇事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの取組 ◇地域の緑化活動への参加・支援

④美しい景観の形成

当市では、天然記念物である蕪島や名勝種差海岸を始め、三陸復興国立公園にも指定されている風光明媚な自然景観と、中心市街地のにぎわいや陸奥湊駅周辺など港町ならではの昔ながらの庶民的な雰囲気を感じられる人工的景観が存在し、これらがバランスよく調和することで、まちのイメージと魅力が形成されています。良好な景観は、市民や来訪者にとって潤いと安らぎを与える重要な要素であることから、これらの保全を目的として、一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設けているほか、八戸市景観賞の実施による啓発や支援活動を行うなど、計画的な景観づくりを推進しています。

<市の施策方針> ◇一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設け、計画的な景観づくりを推進 ◇魅力ある景観の表彰などを通じ、景観に対する市民の関心を高め、美しい景観形成を誘導 ◇公共施設などの整備において、周辺の景観との調和への配慮 ◇個人や団体のボランティア清掃活動の支援 ◇国立公園や文化財に指定されている景観や自然環境の保全のため、海岸漂着物の収集・処分の実施
<市民の行動指針> ◇住宅などを建てる際は、周辺の景観と調和への配慮 ◇所有地の適正管理 ◇全市一斉530（ゴミゼロ）運動や町内の清掃活動など地域の環境美化活動への参加 ◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加
<事業者の行動指針> ◇景観形成に関する法令などの遵守 ◇施設整備や工作物などの設置、開発行為などの際は、周辺景観と調和したデザイン・色彩の採用 ◇所有地の適正管理 ◇事業所周辺及び市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動の実施・協力

⑤文化・歴史環境の保全

当市には、市内中心部を流れる馬淵川と新井田川沿いなどに多くの遺跡が分布しています。これまでの発掘調査では、旧石器時代から江戸時代までの各時代の遺跡が発見されており、中でも縄文時代の「長七谷地貝塚」「是川石器時代遺跡」、古代の「丹後平古墳群」、中世の「根城跡」の4遺跡は国の史跡に指定されています。

また、風張1遺跡から出土した国宝「合掌土偶」を始め、国の重要無形民俗文化財である「八戸のえんぶり」「八戸三社大祭の山車行事」があるほか、平成28年12月にユネスコ無形文化遺

産に「山・鉾・屋台行事」である八戸三社大祭の山車行事が登録され、令和3年7月には是川石器時代遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されるなど、国内外に誇る地域資源が数多くあります。

<市の施策方針> ◇地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信 ◇民俗芸能や伝統芸能の保存や伝承活動の推進
<市民の行動指針> ◇地域の歴史・文化に関する学習活動への参加 ◇民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加
<事業者の行動指針> ◇地域の祭りや行事への参加・支援

(4) 効果指標

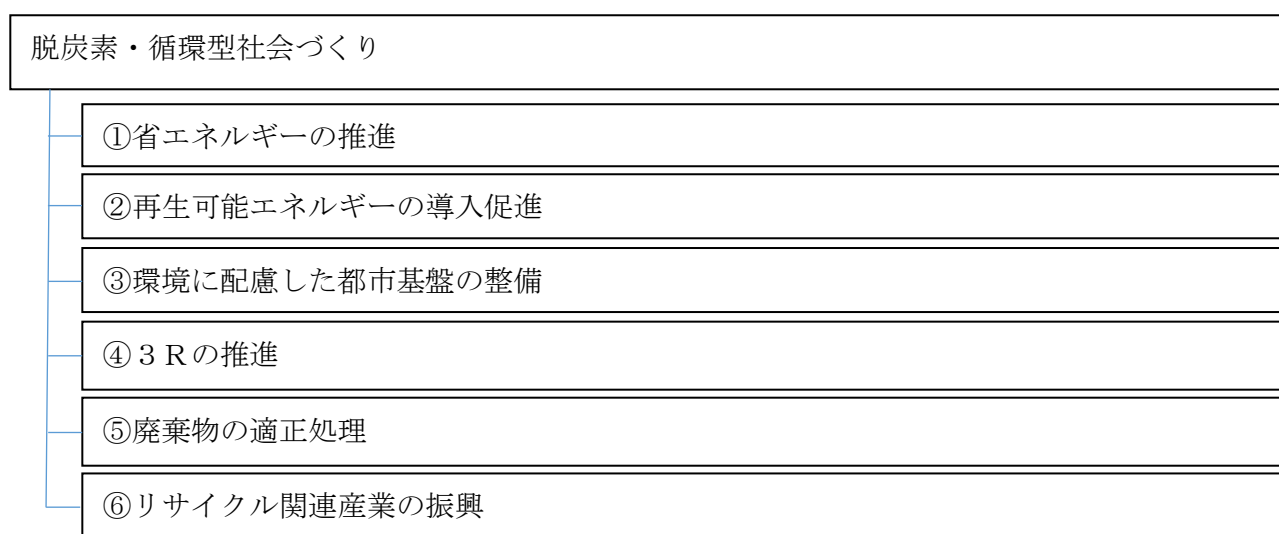
指標名	現状(令和3年度)	目標年度値
大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
各種騒音 環境騒音（一般地域）の測定値	100%	100%
航空機騒音	100%	100%
自動車騒音	99.5%	100%
道路交通振動の環境基準達成率	100%	100%
悪臭に関する苦情件数	3件	0件
はちのへクリーンパートナーの清掃活動状況	255団体 3,922人	現状と同程度

第3節 脱炭素・循環型社会づくり

(1) 現状と課題

地球温暖化問題は、市民生活全般に深く関わり、また、将来世代にも大きく影響を及ぼすことから、私たち一人ひとりが取り組む必要があります。徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、脱炭素化や資源循環などの取組を通じて、環境・社会・経済のバランスの取れた、持続可能な「脱炭素・循環型社会づくり」の実現を目指します。

(2) 関連する環境項目



(3) 施策の方向

①省エネルギーの推進

当市において、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、産業界全体のイノベーションによる大胆なエネルギー転換に期待するところが大きく、長期的な視点で支援していく必要があります。加えて、市・市民・事業者が継続して省エネルギーの推進に取り組み、持続可能な脱炭素社会の構築を目指していく必要があります。

<市の施策方針>

- ◇国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発
- ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組に関する啓発
- ◇公用車の次世代自動車化や高効率照明器具など省エネルギー性能が高い機器・設備の率先導入に努め、公共施設における省エネルギー化を推進
- ◇省エネルギー・省資源につながる機器等の普及促進
- ◇スマートムーブ推進運動への参加・職員への普及
 - ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動
 - ・エコドライブの実行
- ◇グリーン購入の率先実行
- ◇市全域を対象とする、地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」に基づき、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組を推進

<ul style="list-style-type: none"> ◇八戸市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」に基づき、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進 ◇行政手続のデジタル化推進 ◇Z E H及びZ E Bに関する普及促進
<p><市民の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素ライフスタイルへの転換 ・普段の移動や通勤時のスマートムーブ実践（公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動、エコドライブの実行） ◇照明設備や家電製品などを購入する際には、省エネラベルなどを参考に省エネルギー性能が高い製品を選択 ◇自家用車を購入する際は次世代自動車を選択 ◇断熱リフォームによる既存住宅の省エネルギー化や、Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等による新築住宅の省エネルギー化 ◇既存住宅の断熱化や省エネ設備の導入検討
<p><事業者の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施 ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◇環境マネジメントシステムの導入 ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入 ◇次世代自動車の導入促進 ◇高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◇工場廃熱等の未利用エネルギー活用率が高い設備の有効利用やコージェネレーションシステム等のエネルギー効率の高い設備の導入 ◇従業員の通勤手段や業務でのスマートムーブ（エコ通勤やノーマイカーデー）実践 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動 ・カーシェアリングの検討 ・エコドライブの実行 ◇鉄道や海運を利用した二酸化炭素排出量の少ない物流体系への転換（モーダルシフト） ◇グリーン購入の実行 ◇事業所建物等のZ E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討

②再生可能エネルギーの導入促進

当市は、北国でありながら積雪量が少なく、日照時間も長いという特性から太陽光発電に適した地域であると言われており、固定価格買取制度（F I T）が浸透したこともあって、市内では太陽光発電設備の普及が進んでいます。

その一方で、再エネ適地の不足や既存住宅への普及といった課題があり、再生可能エネルギーの更なる導入を促進していく必要があります。

<p><市の施策方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動 ◇再生可能エネルギー設備等の導入促進 ◇公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◇事業者や大学などと連携し、熱エネルギーなどの未利用エネルギーの活用手法や新エネルギーの研究 ◇廃食用油の回収
<p><市民の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電設備や太陽熱温水器、ペレットストーブなど、家庭での再生可能エネルギー利用機器の導入 ◇廃食用油の回収への協力
<p><事業者の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電設備や太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◇木質バイオマスエネルギーの導入 ◇廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料（BDF）事業の推進

③環境に配慮した都市基盤の整備

市街地の拡大や都市機能の拡散は、自動車の利用拡大を招き、その結果、二酸化炭素排出量の増加へとつながります。また、都市化による緑の減少は、二酸化炭素吸収量を減少させるとともに、建築物や舗装面の増加によるヒートアイランド現象を招き、その結果、冷房使用によるエネルギー消費の増大へとつながります。

このように、地球温暖化と都市構造の間には深い関わりが存在し、脱炭素社会の形成のためには、環境に配慮した都市構造の構築と都市基盤の整備が重要となります。

当市では、人口減少や高齢化の進行、環境配慮への対応を踏まえた都市計画マスタープランに基づく「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成や、緑豊かなまちづくりを進めてきましたが、環境負荷が少ない都市基盤の整備に一層取り組む必要があります。

<p><市の施策方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の拡大を抑制するとともに、コンパクトで効率的な市街地の形成 ・集落地においては周辺の自然的環境と調和した土地利用 ・市内各所と市街地の拠点を結び、円滑に連絡する交通ネットワークの形成 ◇鉄道とバスが連携した公共交通ネットワークの形成や利便性の追求 ◇安全で利用しやすい港湾の整備を進めるとともに、海運輸送の利用促進に努め、モーダルシフトを推進 ◇公園や緑地の整備を進めるとともに、町内会などと連携した緑化の推進 ◇防犯灯や道路照明灯のLED化の推進
<p><市民の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇まちづくりへの積極的な参加や景観づくりへの協力 ◇公園・緑地の計画策定への参加や維持管理への協力 ◇道路に関する情報提供や維持管理への協力 ◇積極的な利用による生活交通の維持 ◇運送会社の再配達を防ぐための宅配ボックスの設置

<事業者の行動指針>

- ◇市街地整備の推進や景観づくりへの協力
- ◇道路に関する情報提供
- ◇従業員などの通勤手段の公共交通への利用転換の協力
- ◇交通事業者による安全・安心な運輸サービスの提供や路線の適正化及び利便性の向上による利用促進

④ 3 R の推進

当市では、「八戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市・市民・事業者が連携して3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組み、ごみの減量に努めてきました。

令和3年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は資源物を除き552グラムで、前年度比10グラムの減でした。これは新型コロナウイルス感染症による外出自粛により家庭内で過ごす時間が増えて家庭系ごみの排出量が増加した前年度よりも、市民の外出が増え、家庭内での消費が減ったためと考えられます。

今後も3Rの推進によるごみ排出量の削減に取り組むとともに、リユース、リサイクルの推進による天然資源の消費抑制と地球温暖化防止を図っていく必要があります。

<市の施策方針>

- ◇広報活動や環境学習会等を行い、3Rを普及啓発
- ◇ごみの排出、処理状況や費用等について住民に周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促進
- ◇事業者に対するごみ減量・資源化の普及啓発
- ◇市が行う工事や物品の調達において、リサイクル認定製品を優先
- ◇プラスチックの分別回収・資源循環の促進

<市民の行動指針>

- ◇生ごみの減量に向けて「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水をきる」の3つの「きる」を実践
- ◇食べ残しや期限切れ食品の廃棄などの食品ロスを減らす
- ◇生ごみはできるだけ、堆肥化などの自家処理を行う
- ◇刈り取った草などをごみとして出す際は乾燥させる
- ◇店頭では余計な割り箸やおしぼりを受け取らないようにする
- ◇必要なものを必要な個数だけ購入
- ◇買い物にはマイバッグを持参
- ◇詰め替え可能な商品を購入
- ◇不要なチラシなどは受け取らないようにする
- ◇短期間使用するものはレンタルやリースを利用
- ◇リサイクルショップ、フリーマーケットなどの有効活用に努める
- ◇子ども会、町内会、PTAなどによる資源回収等へ参加
- ◇スーパー等の店頭回収を利用し、食品トレーや紙パックなどのリサイクルに貢献する
- ◇資源となるものは適正に分別し、資源ごみの日に排出

<事業者の行動指針>

- ◇一般廃棄物処分業許可業者を利用しリサイクル処理を行う
- ◇製造・加工などでごみの発生を減らすよう、生産工程を工夫
- ◇過剰包装を控え、簡易包装に努める
- ◇販売店において環境配慮型商品の取扱いを推進
- ◇ペーパーレス化、古紙回収などの紙ごみの減量・分別に努める
- ◇食べ残し等、食品ロスの削減に取り組む
- ◇資源物の店頭回収に取り組む
- ◇繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用
- ◇事務機器等の中古品やリース・レンタル品の利用及び不要となった事務機器の他部署での再利用や業者等への売却等による有効利用
- ◇マイバッグ持参の呼びかけ
- ◇詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進
- ◇商品や食品等の使用済み廃プラスチック容器の回収システムの整備と回収廃棄物の再利用・再生利用の推進
- ◇ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発
- ◇各業界における3Rに関する自主的活動の推進

⑤廃棄物の適正処理

循環型社会づくりに向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）に取り組み、次に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を行い、焼却処理の過程で発生する熱を回収し発電や熱供給に利用しても、なお処分を必要とする廃棄物については、適正に処理される必要があります。焼却残渣や不燃残渣については最終処分場で適正な埋立処分を行っていますが、埋立処分量の削減に資する3Rの取組を今後も推進していきます。

また、災害により大量に処理しなければならない廃棄物が発生した場合などにも、迅速かつ適正に処理するため、強靱で安定的なごみ処理システムの構築を目指します。

<市の施策方針>

- ◇ごみ処理計画を策定し、計画的な取組を推進
- ◇老朽化したごみ処理システムの安定化のための再構築やさらなる広域化を検討
- ◇廃棄物処理体制の適正運用
 - ・収集体制の効率化、廃棄物関連施設の適正な管理運営
- ◇廃棄物の不適正処理防止に関する啓発
- ◇市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組を推進
- ◇PCB廃棄物の適正な保管・処分に向けた指導・啓発
- ◇使用済み自動車の再資源化等に関する許可業者の監視・指導
- ◇海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進

<市民の行動指針>

- ◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出
- ◇廃棄物の不法投棄等に関する通報
- ◇市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組への協力
 - ・不法投棄等に関する通報
 - ・土地の清潔の保持
- ◇海岸清掃活動や環境美化活動への参加

<事業者の行動指針>

- ◇廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理
 - ・一般廃棄物と産業廃棄物は適正に分別して排出
 - ・一般廃棄物は市のルールに従って適正に分別して排出
 - ・産業廃棄物は自ら処理するか又は許可業者に委託して処理
- ◇P C B廃棄物の適正な保管・処分
- ◇市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組への参加・支援
 - ・不法投棄等に関する通報
 - ・土地の清潔の保持
- ◇海岸清掃活動や環境美化活動への参加・支援

⑥リサイクル関連産業の振興

循環利用が可能な廃棄物は、貴重な資源であり、リサイクル産業の活性化は、環境と経済の好循環をもたらすことから、今後も新規参入を含めたリサイクル産業の振興を図っていく必要があります。その際、リサイクル工程におけるエネルギー利用の効率化、環境負荷の低減に配慮したLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点を盛り込むことも重要となります。

<市の施策方針>

- ◇リサイクル産業の周知
- ◇リサイクル製品の購入や使用
- ◇リサイクル産業への参入や研究開発などへの支援

<市民の行動指針>

- ◇リサイクル産業への関心と理解
- ◇リサイクル製品の購入や使用

<事業者の行動指針>

- ◇リサイクル製品の購入や使用
- ◇廃棄物の有効活用など、事業化に向けた研究開発

(4) 効果指標

指標名	現状(令和3年度)	目標年度値
市内の二酸化炭素排出量	405.3万t※	調整中
太陽光発電設備導入件数 及び設備容量(各年度累計)	5,703件 58,046kW	調整中
市民1人あたりの年間平均市営バス利用回数	24.0回	調整中
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	552g/人・日	537g/人・日
1人1日あたりの最終処分量	109g/人・日	101g/人・日
リサイクル率	28.7%	33.9%

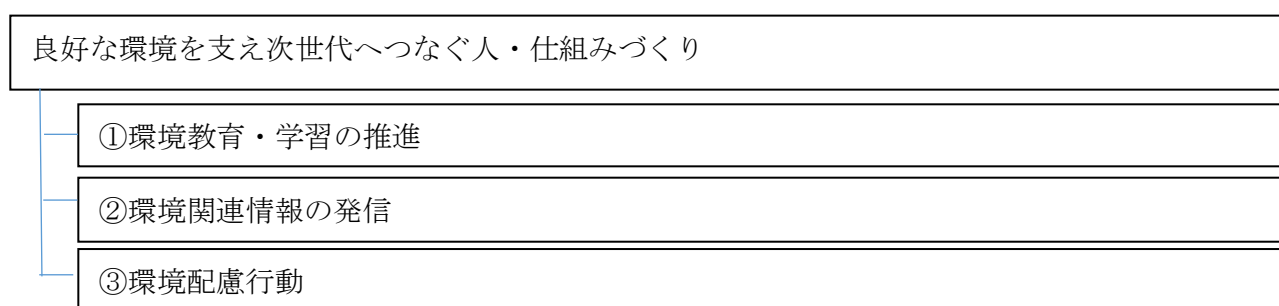
※二酸化炭素排出量の現状値は確報値が出ている令和元年度のもの。

第4節 良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり

(1) 現状と課題

地球上では温暖化やごみ問題、生きものの絶滅など、様々な環境問題が起きています。豊かな環境を未来に引き継いでいくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会を作っていくことが重要です。そのため、環境について学ぶ機会を提供し、積極的に環境保全活動に取り組んでいく人材を育て、環境に配慮した行動につながるための「良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり」を目指します。

(2) 関連する環境項目



(3) 施策の方向

①環境教育・学習の推進

当市では、子どもたちが人間と環境との関わりについての理解を深め、環境保全に対して責任ある行動が取れる知識と能力を身に付けることを目的として、市内小学校を対象に環境学習会を実施しています。また、地域住民を対象とした、環境に配慮した工場や施設を見学するエコツアーや、市内高校生を対象とした環境講話などを実施しています。そのほか、全国の自治体、企業・団体などが連携して実施している「こどもエコクラブ」では、子どもたちの自主的な環境保全活動・環境学習の支援を行っています。

<市の施策方針>

- ◇環境教育・学習活動の機会や場の提供
- ◇地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施
- ◇地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人材の発掘・育成

<市民の行動指針>

- ◇環境教育・学習活動への参加
- ◇環境教育・学習活動で学んだことの家庭内での共有と実践

<事業者の行動指針>

- ◇事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組を活用した地域の児童・生徒を含む市民に対する環境教育・学習機会の提供
- ◇事業所における環境保全活動を担う次世代の人材の育成

②環境関連情報の発信

現在の環境問題は多様化しており、環境に関する様々な情報が多方面から発信されています。当市でも、ホームページや広報はちのへを始め、ラジオなどのメディアの活用や、各種イベントにおいても情報発信を行ってきました。また、市庁本館・別館、市内ショッピングセンターに設置したデジタルサイネージも情報発信に活用しています。

<市の施策方針>

- ◇地域の環境に関する最新情報の収集・提供・公表
- ◇環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供・公表・発信
- ◇参加者が体験を通じて情報収集できる機会の提供
- ◇ホームページ、広報などを活用した情報発信
- ◇環境施策の年次報告書「八戸の環境」を作成し、関係機関へ配布するとともに、ホームページにて公開
- ◇環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり

<市民の行動指針>

- ◇ホームページ、広報などを活用した情報収集

<事業者の行動指針>

- ◇ホームページ、広報などを活用した情報収集
- ◇自社の環境活動のホームページ等を活用した情報発信

③環境配慮行動

今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となっており、多岐にわたる環境問題に対応し、良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくためには、市民、事業者、行政など全ての主体が、日頃から環境に配慮した暮らしや事業活動を行い、環境負荷を継続的に低減させていくことが必要です。

<市の施策方針>

- ◇事業者や市民の環境配慮行動を促進するための普及啓発
- ◇入札などにおいて、環境に配慮した事業活動を行っている事業者を評価する仕組みを推進
- ◇公共施設における省エネルギー診断の実施及び普及啓発
- ◇製造から流通、販売、廃棄及びエネルギーの地産地消などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用
- ◇環境マネジメントシステム導入による効果の啓発や導入支援

<市民の行動指針>

- ◇ゼロカーボンアクション 30 の実践
- ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握
- ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践
- ◇製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用
- ◇環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用

<事業者の行動指針>

- ◇事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入
- ◇製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用
- ◇環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用
- ◇生物多様性に配慮した事業活動の実施

(4) 効果指標

指標名	現状(令和3年度)	目標年度値
環境学習会の参加者数	1,070 人	1,100 人
市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数	49 事業者	49 事業者

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

環境部長及び各部の次長で構成される「環境管理委員会」において、本計画の進行管理や関連施策などの総合的な調整を行い、具体的な取組の実施などについては、関係部署と相互連携を図りながら計画を推進していきます。

(2) 市民・事業者との連携体制

①情報の提供

本計画の進行管理に関する情報などについて、市民・事業者が使いやすいよう配慮した上で、市ホームページや広報誌などを通じて積極的に提供するように努めます。

②交流の場の創出

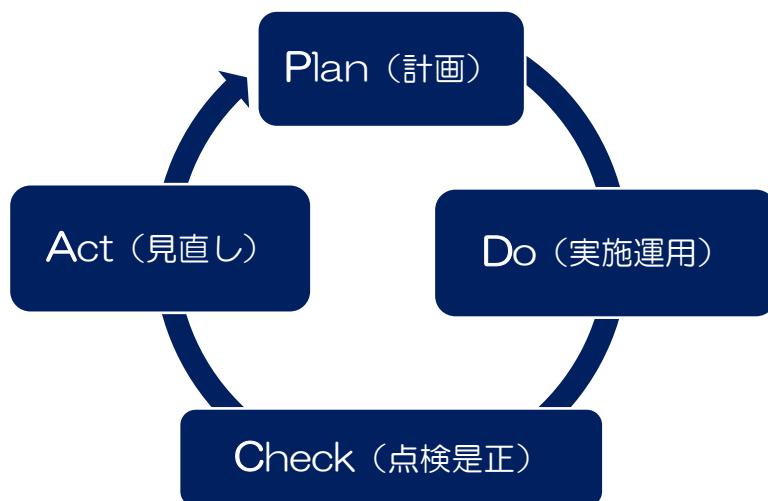
市民・事業者からの環境に関する情報や専門意見などを施策に反映させるため、イベントや会合など、市民・事業者との交流の場の創出に努めます。

第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理手法

本計画の実効性を高め、かつ的確に進捗状況を把握するため、八戸市独自の環境マネジメントシステム（八戸 EMS）における PDCA サイクルの手法を活用した進行管理を行います。

<PDCA サイクルのイメージ>



(2) 八戸市環境審議会

市長の諮問機関であり、本計画に関する事項及びその他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について調査審議を行う「八戸市環境審議会」において、本計画の推進に関する評価や見直しを行います。

(3) 年次報告書

本計画の進捗状況や当市の環境の状況、環境施策の実施状況などを明らかにした年次報告書「八戸の環境」を毎年作成し公表します。

(4) 中間評価について

本計画の期間が令和5年度からの8年であることから、令和9年度に中間評価を実施し、その結果に応じて計画の見直しを行います。

資料編

- ①八戸市の位置・面積・気候
- ②八戸市の人口・世帯数
- ③八戸市の産業
- ④八戸市環境基本条例
- ⑤八戸市環境審議会委員名簿
- ⑥用語解説

①八戸市の位置・面積・気候



<位置>

○北緯 40 度 30 分

○東経 141 度 30 分

<面積>

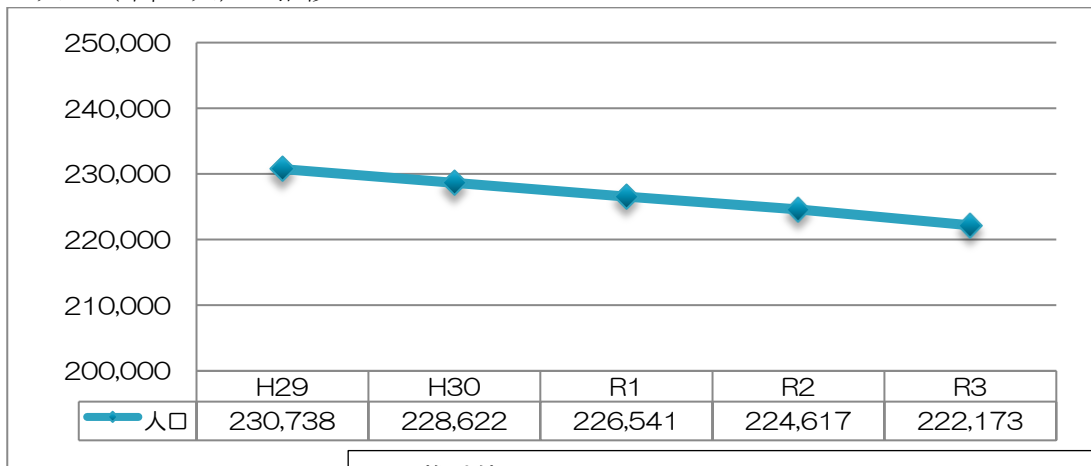
305.56 平方キロメートル

<気候>

東北地方の北部にありながら、太平洋側に位置しているため、冬は雪が少なく、日照時間が長いという特徴がある。また、春から夏にかけての冷涼な偏東風（やませ）が吹くことも当地方の特徴である。

②八戸市の人口・世帯数

<人口（単位：人）の推移>

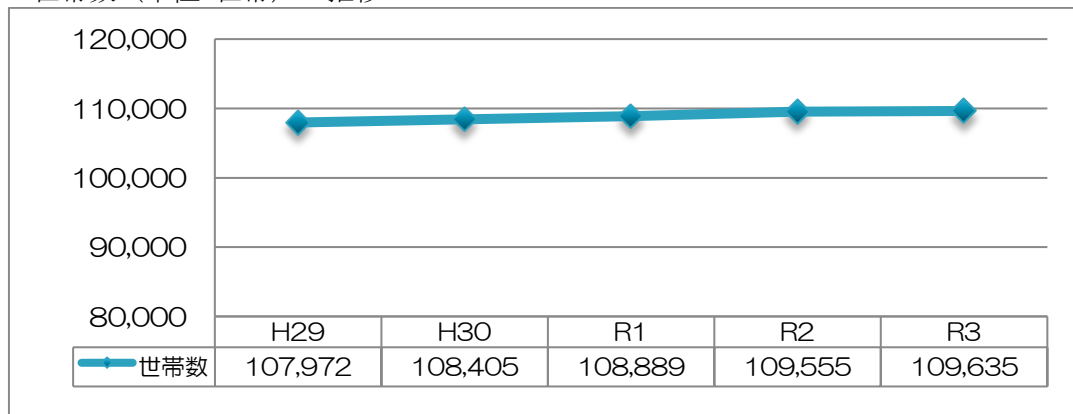


人口推計値

2030 : 204,208 人 2050 : 171,920 人

「第2期 八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

<世帯数（単位：世帯）の推移>



※人口及び世帯数は、各年度末日時点の数値

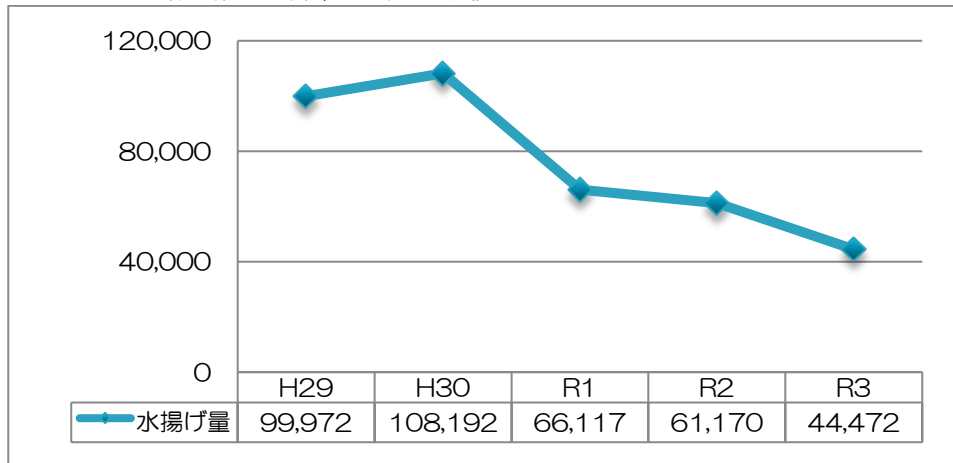
③八戸市の産業

【水産】

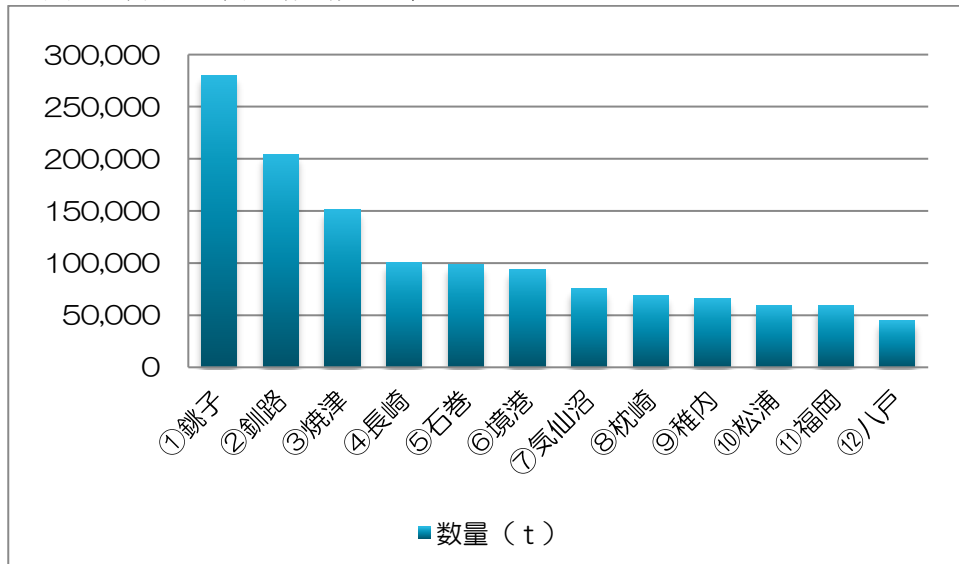
八戸の水産業は、加工施設及び冷凍冷蔵施設の充実等を背景に発展を続けてきた。

しかしながら、近年の国際的な漁業規制の強化、日本周辺海域における漁業資源の減少、漁業就業者の減少や高齢化、異常気象、燃油価格の高止まりなど、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

<八戸港の水揚げ数量（単位：t）の推移>



<令和3年度 全国水揚げ数量上位12港>



【工業】

港湾としての八戸港は、昭和に入ると商港としての整備が始まり、昭和 26 年には重要港湾に指定され、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、臨海部を中心に工業地帯が形成された。

製造品出荷額等は平成 29 年 5,341 億円、平成 30 年 5,691 億円、令和元年 5,475 億円と、5,300 億円前後で推移しており、北東北有数の工業都市として地域経済を牽引している。

製造品出荷額等の推移 (従業者 4 人以上の事業所) 単位：事業所、人、百万円

区 分	平成 29 年			平成 30 年			令和元年		
	事業所	従業者	製造品 出荷額等	事業所	従業者	製造品 出荷額等	事業所	従業者	製造品 出荷額等
総数 (A)	319	13,505	534,135	333	14,159	569,085	328	14,178	547,475
食料品	92	4,368	101,353	94	4,511	105,473	92	4,437	102,004
飲料・飼料	19	410	84,906	21	482	90,929	20	482	91,399
繊維工業	13	235	2,111	12	238	1,978	10	210	2,174
木材・木製品	9	133	5,631	10	132	5,671	8	112	6,364
家具・装備品	7	118	2,565	7	114	2,691	7	116	2,492
パルプ・紙	8	1,394	81,784	6	1,296	81,573	7	1,352	79,297
印刷	20	292	3,203	20	288	3,069	20	280	3,179
化学工業	8	310	10,430	6	313	10,209	5	310	9,829
石油・石炭	3	27	2,759	3	28	2,667	3	28	2,741
プラスチック製品	3	125	5,662	4	125	5,232	4	129	5,523
ゴム製品	2	10	X	2	11	X	2	12	X
窯業・土石	15	383	16,456	15	402	17,276	15	396	16,628
鉄鋼	11	1,224	76,576	12	1,253	87,910	9	1,210	77,608
非鉄金属	6	792	31,839	7	862	32,258	8	936	34,920
金属製品	38	709	14,846	44	802	17,579	44	830	19,163
はん用機械	6	83	1,905	7	88	1,570	7	124	2,109
生産用機械	20	772	24,313	21	738	31,460	24	792	28,310
業務用機械				1	50	X	1	51	X
電子部品	9	525	6,595	9	597	6,523	10	655	7,047
電気機械	6	192	6,794	7	346	9,621	8	352	9,223
情報通信機械	1	53	X	1	90	X	1	64	X
輸送用機械	16	1,262	51,855	15	1,295	52,454	14	1,203	44,746
その他	7	88	1,007	9	98	1,102	9	97	864
県総数 (B)	1,368	56,739	1,912,133	1,377	57,586	1,779,322	1,342	56,877	1,727,105
A/B (%)	23.3	23.8	27.9	24.2	24.6	32.0	24.4	24.9	31.7

※X は秘匿された数値だが、総数には含まれている。

※全て各翌年の工業統計調査結果

※業務用機械は令和元年度工業統計調査より追加された項目

④八戸市環境基本条例（平成16年12月27日条例第40号）

八戸市は、身近に海、山、川などの豊かな自然を擁し、そこからさまざまな恵みを受けながら、縄文のいにしえより人々の生活が営まれてきたまちである。今もなお、天然の芝生と貴重な海浜植物が自生する種差海岸やウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島など多くの自然環境が保たれ、それらは、私たち八戸市民に心の安らぎと故郷への誇りを与えてくれるかけがえのない財産である。

しかしながら、近年の効率性と利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、人と自然との調和を損ない、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生といった問題を生じさせたほか、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を与え、その問題は人類の存続基盤そのものを脅かすほど深刻になってきた。

このような状況においては、これまでの公害の防止をはじめとする地域の環境保全に関する取組のほか、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくという環境の保全及び創造に向けた取組が不可欠である。

このような認識の下に、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を分担しながら、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市八戸を共につくりあげていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的か

つ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保し、及びこれを将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が

自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うとともに、それぞれが公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への影響を認識し、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めると

ともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が市民との触れ合いを確保しながら適正に保全されること。
- (3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が図られること。
- (5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等 (年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

第13条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全及び創造に関する施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第14条 市は、生物の多様性の確保を図るととも

に、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民と自然との触れ合いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の確保)

第15条 市は、市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、緑化の推進、良好な景観の形成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に学校教育における環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、前条に定めるもののほか、事業者又は市民が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者又は市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の適切な収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必

要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第 20 条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 地球環境の保全の推進

第 21 条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(推進体制の整備)

第 22 条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、八戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益代表者

(3) 関係企業体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

5 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市環境審議会条例(昭和 43 年八戸市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「環境の保全」を「八戸市環境基本条例(平成 16 年八戸市条例第 40 号)第 8 条第 1 項に規定する環境基本計画その他環境の保全及び創造」に改め、同条第 2 項中「保全」の次に「及び創造」を加える。

附 則(平成 26 年 6 月 17 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
(八戸市環境審議会条例の廃止)

2 八戸市環境審議会条例(昭和 43 年八戸市条例第 10 号)は、廃止する。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年八戸市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

4 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 48 年八戸市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

⑤八戸市環境審議会 委員名簿

◎：会長 ○副会長（50音順、敬称略）

役職名	委員名
特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク 理事長	加藤 正貴
八戸市環境美化協議会 理事	菊池 武
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 底魚資源部 副部長	木所 英昭
八戸市資源集団回収協同組合 常務理事	工藤 貴史
八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 助教	小船 茉理奈
公募	坂本 久美子
一般社団法人青森県産業資源循環協会 会長	○ 庄司 肇
八戸工業大学 工学部 工学科 教授	◎ 鈴木 拓也
エコタウンイニシアチブ研究会 八戸製錬株式会社 八戸製錬所 環境安全課 課長	本田 平俊
八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 教授	千葉 啓子
八戸商工会議所 副会頭	寺下 一之
八戸野鳥の会 野鳥研究員	成田 章
特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター 青森県地球温暖化防止活動推進員	古舘 美子
八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会 副会長	守田 功
公募	吉野 邦治

(※)委員任期：令和4年10月28日～令和6年10月27日（2年間）

(※)令和○年○月（計画の答申）時点の名簿

⑥用語解説

あおもリエコタウンプラン

環境省と経済産業省が、平成14年12月25日に共同で承認することとしたプランであり、青森県のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指すもので、対象地域は、八戸市を中心とした県内全域となっている。

イノベーション

モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

エコアクション21

中小企業などでも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインである。このガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度をエコアクション21認証・登録制度という。

エコステージ

環境マネジメントシステムの一つであり、一般社団法人エコステージ協会が定める規格に基づく取組を行う事業者を、同協会が認定する評価機関が審査し、認証・登録する制度である。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

カーシェアリング

登録した複数の会員が、特定の自動車を共同使用する有料サービス、システムのこと。自動車の所有・維持費用がかからない上、必要に応じて短時間単位で、またレンタカーより低い料金で利用

できることが多い。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

化学的酸素要求量(COD:Chemical Oxygen Demand)

酸化剤(過マンガン酸カリウム)を用いて、水中の被酸化性物質を酸化するときに消費される酸素の量をmg/lで表したものである。有機物のみでなく第一鉄や亜硝酸塩などの無機物も酸化してしまうが、湖沼や海域の水の汚れの度合いを示すものとして使用されている。この数値が大きいほど水中の汚濁物質が多いことを意味する。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する能力を持つ浄化槽をいう。

環境基準

環境基本法で定める、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準をいう。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

観測井

特定の地層の収縮状況や地下水位変動等を調査するために設ける井戸をいう。

かん養

時間をかけ、ゆっくりよい方向に養い、育てていくこと。「森林の水資源のかん養」とは、森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きをいう。

グリーンインフラ

コンクリート等の人口構造物による従来型の都市基盤であるグレーインフラに対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方のこと。

グリーン経営認証制度

環境マネジメントシステムの一つであり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が、グリーン経営（＝環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルに基づいて一定レベル以上の取組を行っている事業者を審査し、認証・登録する制度のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。国では、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を制定し、国等が物品購入する際のグリーン購入の義務化や、地方公共団体、事業者、国民それぞれの努力義務を課している。

形質変更

土地の形状や性質の変更をいう。

公害防止協定

行政庁や住民等が、工場・事業場と協定を結び、地域の実情に合ったきめ細かな指導や、法令による規制を補完し、これにより公害を防止しようとするものである。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受

けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりするなどの被害が発生することもある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの公共の水域と、この水域に接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の水路のこと。ただし、終末処理場に接続している下水道は除く。

コージェネレーション

発電と同時に発生する排熱を動力・温熱・冷熱として活用し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムのこと。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させて作った堆肥、またはその手法をいう。

再生可能エネルギー

太陽光や風力、水力、地熱、太陽熱など、エネルギー源として枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーをいう。

省エネルギー診断

経済産業省資源エネルギー庁が進める補助事業で、エネルギー管理士が、事業所等の電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況などを診断し、省エネ改善に向けた技術的なアドバイスも行うもの。

食品ロス

食べ残しや、期限が近いなど様々な理由で食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では年間570万トンの食品ロスが発生しており、日本人1人当たりで年間約45キログラム、1日ご飯茶碗1杯のご飯を捨てているのと同じこととされている。

水準測量

2地点間の高低差を測定し、これを繰り返すことにより地表起伏の高低を測量する方法をいう。

スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行などの日々の移動を、エコドライブ、公共交通機関の利用、徒歩や自転車の利用など、エコで賢い移動方法にするライフスタイルをいう。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を形成していくためのキーワードの一つである。

生活排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活から出される排水を生活雑排水といい、これにし尿と呼ばれるトイレからの排水を加えたものを生活排水という。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

20℃の条件下で5日間に減少する溶存酸素の量。微生物によって水中の有機物を酸化、分解する際に消費される酸素の量なので、主に河川の水の汚れの度合いを示す方法として用いられる。この数値が大きくなるほど水中の汚濁物質の量が多いことを意味する。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。定義は様々なものがあるが、「生物の多様性に関する条約」では、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

ゼロエミッション

1994年に国連大学によって提唱された概念で、

「(廃棄物の)排出がないこと」を意味する。

総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）

国土交通省が「循環型社会形成推進基本計画」において、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向けた取組を推進するため、静脈物流（人の血管に例えて、製品系の輸送を動脈物流と表現するのに対し、生産や消費活動で排出されたものの輸送）の拠点として指定した港湾のこと。

地球温暖化

地球温暖化とは、人間活動の拡大に伴って温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）の濃度が増加することにより、地球の表面温度が上昇することをいう。

その結果、海面が上昇することによる陸地の水没、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象が増加するといわれている。また、生態系への影響、水資源の減少、農業・漁業などへの影響も懸念されている。

地球環境問題

地球環境とは、人類も含めた生物の生存条件そのものであるといえる。しかし、産業革命を契機とした人類の活動の飛躍的な増大や、人口の爆発的増加に起因する地球環境の変化は、生態系のバランスを崩し、人類の将来にとっても大きな脅威となっている。

地球環境問題とは、このように認識され、取組がなされている問題のことで、現在のところ次の9つとされている。

- ①地球の温暖化
- ②オゾン層の破壊
- ③熱帯林の減少
- ④開発途上国の公害
- ⑤酸性雨
- ⑥砂漠化
- ⑦野生生物種の減少
- ⑧海洋汚染
- ⑨有害廃棄物の越境移動

テレメーター

遠隔地から伝送された測定値を計測し、記録する装置。遠隔測定器をいう。

特定外来生物

在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたものをいう。

農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいう。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指す。バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、そして資源作物 (エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物) がある。

パリ協定

2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めた協定。2015 年 12 月にパリで開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締結国会議 (COP21)」で採択された。日本は 2016 年 11 月に批准した。

ヒートアイランド

都市部において、自動車等からの人工的な排熱の増加や、建築物や舗装面の増加で地表面からの水分の蒸発量が減少することなどにより、郊外と比べて気温が高くなる現象をいう。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する直径が $2.5\mu\text{m}$ の以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。

フィッシュミール

魚粉のことをいい、主に家畜の補足飼料とする。

不等沈下

地下地質の違いによって、地表面が不均一に沈

下する現象をいう。

浮遊粒子状物質 (SPM)

スス、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のこと。呼吸により肺に入りやすいため、呼吸器系の障害を起こす原因物質の一つと言われている。

ペレットストーブ

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した木質ペレットを燃料とするストーブのこと。

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、または、そのために設置される植物を主体とした構造物をいう。

モーダルシフト

貨物輸送の方式をトラックから鉄道・海運などへ転換すること。労働力不足・道路渋滞・大気汚染などの深刻化により限界に近づいたトラック中心の貨物輸送を見直し、機動力のあるトラックと安く大量に輸送できる鉄道や海運を組み合わせることによって、輸送の効率化やコストダウン、時間短縮を図るもので、国土交通省が総合物流対策として推進している。

揚水設備

地下水などを高所にくみ上げるポンプのこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、その生息状況を取りまとめた資料をいう。国際的には、国際自然保護連合によって、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしたレッドデータブックが刊行されており、国内では、環境庁 (当時) が平成 3 年 4 月「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行し、その後も順次改訂作業を進めている。

青森県でも平成12年3月に「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック」を作成しており、その後もランクの見直しや選定種の追加等を行っている。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生の動植物のリストをいう。レッドデータブックに比べ野生生物の名称とカテゴリー（絶滅、野生絶滅、絶滅危惧ほか）等の最低限の情報が記載されたリストであり、環境省等が刊行している。

BDF

Bio Diesel Fuel（バイオディーゼルフューエル）の略で、廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のことである。

COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

EV

Electric Vehicleの略。電気自動車のことで、モーターを動力として走行する。エンジンを使用しないので、走行中に二酸化炭素を排出しない。

FCV

Fuel Cell Vehicleの略。燃料電池自動車のことで、水素と酸素の化学反応から電力を取り出し、モーターで駆動する。エンジンを使用しないので、走行中に二酸化炭素を排出しない。

HV

Hybrid Vehicleの略。ハイブリッド自動車のことで、エンジンとモーターを搭載し、これらを効率的に使い分け、組み合わせて低燃費を実現する。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、気候変動に関する政府間パネルのこと。昭和63（1988）年に、国際連合環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

ISO14001

ISOは、International Organization for Standardizationの略。日本語で「国際標準化機構」と呼ばれている。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間・非営利団体である。

ISOが作成している規格は、製品に対する仕様を定めた製品規格、試験方法を定めた試験規格、そしてマネジメントシステム規格等合計21,000規格以上に上り、ISO14001は環境マネジメントシステムに関する規格である。

KES

Kyoto Environmental Management System Standardの頭文字をとった略号で、環境マネジメントシステムの規格の一つである。中小企業を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。KESの登録・審査は、特定非営利活動法人KES環境機構が行い、その協働活動組織として青森県では、青森環境機構AESが登録・審査を行っている。

LCA（ライフサイクルアセスメント）

商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策を利害関係者とともに検討し、評価すること。

LED

Light Emitting Diodeの略。日本語では

発光ダイオードと訳される。電圧をかけた際に発光する半導体素子のことで、電球や蛍光などに比べて消費電力が少なく、長寿命であることが特徴である。

P H V

Plug-in Hybrid Vehicle の略。プラグインハイブリッド自動車のことで、外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車といえる。メーカーによっては「PHEV」と呼称。

S D G s

Sustainable Development Goals の略。2015 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標であり、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを掲げている。

Z E B

Net Zero Energy Building の略で、建物の断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をゼロにすることを目指した建築物を指す。

Z E H

Net Zero Energy House の略で、住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をゼロにすることを目指した住宅を指す。